

連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針(案)についてのコメント

項	記載内容	コメント
		コメント
		他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の会社の意思決定機関を支配している場合
14.	(2)当該他の会社に多額の損失が発生し、自己が当該他の会社に対し重要な経営支援を行っている場合又は重要な経営支援を行うこととしている場合	「他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社であって、緊密な者、同意したる者の議決権とを合わせて他の会社等の議決権の過半数を占めている場合」についての記載がない理由は何でしょうか？ 15.(1)の記述との関係からも記載しておいてはいかがでしょうか？ 「当該他の会社に多額の損失が発生し」との記載は不要ではないでしょうか？ 14. は包括的な規定なので、このような状況の限定は無い方がよいと思われる。
	(3)当該他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限らない。)の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合	これは「14.における意思決定機関を支配していると推測される場合」というよりは、内容的には13.の資金の関係を通じた財務方針決定についての支配と同質のものではないでしょうか？このため13.にまとめて記載した方が理解しやすいものと思われる。
15.	(2)自己の計算において他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者、同意したる者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、他の会社が債務超過の状況であり、債務保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することになっているとき	支配の要件を満たしていれば、子会社の範囲に含まれるだけであり、当該他の会社が債務超過の状況にあるかどうかは関係ないものと思われます。この意味では、債務超過額を負担することになっているかどうかとも子会社の範囲の決定に直接的に繋がるものでもなく、具体例としてここまで記載することは不適當ではないか？と思われます。当該例示会社のように直接的な持分も無い状況で(この例では、連結グループの持分がないことすらあり得る)、本当に連結することが必要か疑問を感じます。「債務保証を行っていること等により」本来的には債務保証損失引当金等で対応するべきものだと思います。
16.	(2)当該他の会社の設立時には持分プーリング法や共同支配企業の形成による持分法に準じた処理方法が適用され、その後も共同で支配している実態にある場合には、当該他の会社は特定の会社の子会社には該当せず、それぞれの会社の関連会社として取り扱われる。	「持分法に準じた処理方法」との記載は誤りではないでしょうか？ また、企業結合会計における持分の結合と判定する要件と連結における子会社の範囲の決定では、その検討対象となる事項が異なっており、基本的な考えとしては理解できますが、そのまま両者を繋げて判断することには疑問があります。「その後も共同で支配している実態にある場合」と記載されていますが、共同支配の実態についてその内容についての詳述はなされておらず、結合時の検討要件と連結範囲の決定時の検討要件との対応関係や結びつきについても不明確であり、連結の指針としてここまでの記載をする必要があるかは疑問を感じます。

<p>(4) 他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する事項を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき(ただし当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く)には、子会社に該当しないこととなる。 売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること 当該他の会社等との間で、通常の取引としての投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと 当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること 当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと</p>	<p>()内「支配する意図が明確であると認められる場合を除く」とあるが、そもそも16.は支配していることに該当する要件を満たしていても、意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合についての記載であり、その例として挙げているのが(4)であるから、あえて()書の内容をもう一度記載することは加重であり、かえって理解しづらいものとなっています。 「大部分を所有しないこととなる」とありますが、この場合の大部分とは、現在保有している持分の大部分を売却するとの意味でしょうか？それとも売却により当該他の会社の全体に占める持分割合が全体に対して大部分ではなくなるという意味でしょうか？また、持分の全てを売却するとはしなかった理由は何でしょうか？ 被投資会社が不動産業等で通常の取引として賃借料の支払等がある場合は、どのように考えればよいのでしょうか？ IT関連等の事業を営む会社等でも通常の取引としての取引が存在することは在り得ますが、どのように考えればよいのでしょうか？ ITやシステム関連、不動産投資管理などの業務を営む他の会社については、投資企業や金融機関が自らこれら事業(付随事業であっても)を行っていたり、グループにこれら事業を営む会社が存在するケースもあると考えられるがこれらについて、どう取り扱うかをもう少し明瞭に記載する必要があると思われる。 シナジー効果や連携関係について、具体的にどうかんがえるかがはっきりしないように思われます。特に ()との関連で現在関係がなくても売却後持分が残り、その後連携等生じる可能性がある場合等はどうか取り扱うかまで明確にすることが必要と思われる。</p>
<p>他の会社等の株式や出資を所有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。</p>	<p>VCや金融機関が、ピークルとして実態のない会社を使って投資するケースがありますが、この場合には、他の会社を子会社に該当しないものとはできないということでしょうか？つまりピークルとしての子会社及び他の会社(実質的な被投資会社)の双方が連結対象となるということでしょうか？</p>
<p>利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社</p>	
<p>19. 当該子会社がある匿名組合事業の営業者となり当該匿名組合の事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどない場合が該当するが、一般に、それは限定的であると考えられる。</p>	<p>記載のような状況でも子会社が営業者である以上営業者としての報酬や手数料の収受が匿名組合との間で行われていることが想定されます。匿名組合における営業者の連結上の取扱いについては、実務対応報告第20号の2.に従って判断するべきものであるため、当該適用指針でこのような例示として記載は、かえって弊害が多いのではないかと考えられます。限定的とまで記載した上でこれを例示する必要はないのではないのでしょうか？</p>
<p>結論の背景</p>	
<p>37. 合併会社の意思決定機関を支配しているか否かの判定について、「企業結合に係る会計基準」に従い、その記述を見直した。</p>	<p>「企業結合に係る会計基準」に従いは、記述として正確ではないように思われる。同基準との「関係を考慮し」とかなり良いと思いますが、検討要件等がイコールでない以上「従い」という表現は避けるべきではないのでしょうか？</p>
<p>39. 具体的な状況を限定的に示しても、子会社にあたらないものとして連結の対象としないこととするような濫用の懸念も指摘されたため、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確である場合には該当しないことを明示した。</p>	<p>そもそも39.は支配していることに該当する要件を満たしていても、意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合についての記載であるから、「意図が明確である場合には、子会社に当たることを明示」することは、論理構成上矛盾しているように思われます。</p>

41. 当該投資企業等が、ある会社(親会社)の子会社である場合には、当該投資企業等が、実質的な営業活動を行っている会社等であり、その企業自体が第16項(4) から を満たしており、投資先を支配していないと判断された場合には、この結果を当該投資企業等の親会社の連結財務諸表上受入ても恣意的な適用の恐れは少ないと考えられるため、当該企業集団自体が投資企業等に該当する必要はない。ただし、当該親会社の連結財務諸表上、自己のみならず企業集団として投資先を支配していないことが明らかであると認められる必要があるため、自己と投資先である他の会社との関係(第16項(4) から 参照)は、当該親会社及びその連結子会社と当該他の会社との関係においても同様に扱うことが適当であるものとした。	当該投資企業等が親会社である場合において、当該企業集団に属する子会社と投資先である他の会社との関係については指針上全く記載されていませんが、投資企業がある会社の子会社である場合と並んで投資企業が親会社である場合についても、企業集団内の他の子会社、関連会社と投資先会社との関係についても記載を追加した方が良いものと思われます。
--	--